

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 小川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	3	44,700	6	1,200	0	43,500
1	80	キシレン	7	1	545,200	2	1,400	0	543,800
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,300	11	2,300	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	8	6,900	9	6,900	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	1	385,200	4	700	0	384,500
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	4	16,800	8	0	0	16,800
1	300	トルエン	4	4	1,270,000	1	0	0	1,270,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	18,000	7	18,000	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	8	1,900	13	1,900	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	4	420,000	3	0	0	420,000
1	400	ベンゼン	4	4	79,000	5	0	0	79,000
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	2,000	12	2,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	8	6,900	9	0	6,900	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	1,400	14	1,400	0	0
合計			—	—	2,800,300	—	35,800	6,900	2,757,600

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。